



平成 29 年 1 月 31 日

各 位

会社名 株式会社アサツー ディ・ケイ
代表者名 代表取締役社長 植野 伸一
(東証第一部 コード番号：9747)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 中島 香
Tel 03 (6830) 3855

(開示事項の経過報告) 当社連結子会社による不適切な会計処理についてのお知らせ

当社は、平成 29 年 1 月 10 日付「当社連結子会社による不適切な会計処理にかかる特別調査委員会による調査報告書の公表に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社が平成 28 年 9 月に買収し、当社の連結子会社となった株式会社ゴンゾ（以下、「ゴンゾ」といいます。）における、当社が平成 28 年 9 月末時点で認識し、同時点の当社連結貸借対照表に「のれん」として反映済みの 1,025 百万円以外の、買収以前の期間にかかる不適切な会計処理について、特別調査委員会がフォレンジック調査等で指摘した事項を踏まえ、当社において必要な調査を行ってまいりましたが、本日、当該調査の結果ならびに公開買付価額の妥当性等および当社の業績への影響が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、以下で用いる用語は、特に断りのない限り、平成 29 年 1 月 10 日付で公表いたしました「調査報告書」（公表版）（以下、単に「調査報告書」といいます。）の用語を指すものといたします。

記

1. 調査の結果の概要について

- ① c 社との資金取引および売上取引についての調査報告書の指摘について（架空売上の計上、簿外債務の存在の可能性等）

当社は、c 社との資金取引および売上取引について、架空売上の計上および簿外債務があったと判断いたしました。

なお、平成 28 年 9 月時点の「のれん」に与える影響額は 201 百万円でございます。

- ② b 社との取引についての調査報告書の指摘について（債権譲渡取引の仮装等）

当社は、b 社との債権譲渡取引については、債権譲渡取引の仮装があったと判断いたしました。一方、「b 社を売上先とすることに係る経緯に関して疑義がある」とされている平成 28 年 3 月 31 日の売上取引については、その b 社との売上取引である合理性は確認されたものの、金額については、6,695,000 円が妥当であったと判断いたしました。

なお、平成 28 年 9 月時点の「のれん」に与える影響額は軽微でございます。

- ③ d 社との資金取引についての調査報告書の指摘について（架空売上の計上等）

当社は、d 社との資金取引について、架空売上の計上等があったと判断いたしました。

なお、平成 28 年 9 月時点の「のれん」に与える影響額は軽微でございます。

- ④ ゴンゾと乙氏及び甲氏との資金取引についての調査報告書の指摘について（簿外債務の存在の可能性）

当社は、ゴンゾと乙氏及び甲氏との間において、簿外債務があったと判断いたしました。

なお、平成 28 年 9 月時点の「のれん」に与える影響額は 115 百万円でございます。

- ⑤ その他の疑義のある取引についての調査報告書の指摘について

- (1) qq 社との取引について

当社は、調査委員会の指摘する qq 社との取引について、資金取引に伴う入出金取引であったと判断いたしました。

なお、平成 28 年 9 月時点の「のれん」に与える影響額は 55 百万円でございます。

- (2) X 国プロジェクトについて

当社は、調査委員会の指摘する X 国プロジェクトについて、当該取引の会計処理に不適切な点はなかったと判断いたしました。

- ⑥ 調査報告書に記載の取引以外の不適切な会計処理が行われた取引について

当社は、調査報告書に記載の取引について必要な調査を実施すると並行し、調査報告書に記載の取引以外についても、不適切な会計処理の有無について調査を行いました。

その結果、調査報告書に記載の取引以外の不適切な会計処理が検出されております。

なお、平成 28 年 9 月時点の「のれん」に与える影響額は 16 百万円でございます。

- ⑦ 上記①乃至⑥の会計処理を訂正した結果、派生的に修正することが必要な項目について

上記①乃至⑥の会計処理を訂正した結果、派生的に修正することが必要な項目（子会社の増加に伴う債務超過額の増加、過年度決算の訂正に伴う税金費用の増加等）についても、併せて会計処理の訂正を行っております。

なお、平成 28 年 9 月時点の「のれん」に与える影響額は 51 百万円でございます。

2. ゴンゾの過年度訂正について

ゴンゾは、平成 29 年 1 月 4 日付で関東財務局から承認を受けた延長後の第 18 期半期報告書の提出期限である平成 29 年 1 月 31 日に過年度有価証券報告書等の訂正報告書および第 18 期半期報告書の提出をするべく、これまで全力を挙げて努力してまいりましたが、上記 1. ⑥に記載いたしましたとおり、調査報告書に記載の取引以外に不適切な会計処理が検出され、その調査に時間を要したため、期限内に提出をすることができず、平成 29 年 2 月 6 日に提出をするべく、更に全力を尽くしてまいり所存でございます。

3. 当社の過年度訂正について

特別調査委員会の指摘により新たに判明した簿外債務、架空売上の計上等および調査報告書に記載の取引以外の上記1. 記載の当社連結子会社化前のゴンゾにおける不適切な会計処理を原因とした当社の過年度決算（平成28年12月期第3四半期報告書）の訂正については、現時点で、当社において決定した事実はありません。当社は、開示すべき事実を決定した場合には、決定次第速やかにお知らせいたします。

4. 公開買付価額の妥当性等および当社の業績への影響について

① 公開買付価額の妥当性等について

必要な調査の結果、特別調査委員会の指摘により新たに判明した簿外債務等を原因とした平成28年9月時点の「のれん」に与える影響額は総額441百万円であることが確定し、同当該441百万円について、同時点のゴンゾの純資産が毀損していたものと認識しております。

なお、当社は、平成28年9月末時点で把握しておりました不適切な会計処理にかかる1,025百万円については、平成28年9月末時点の当社連結貸借対照表に「のれん」として反映済みでございます。

また、上記441百万円の純資産の毀損への対応については、現時点で、当社において決定した事実はありません。当社は、開示すべき事実を決定した場合には、決定次第速やかにお知らせいたします。

② 当社の業績への影響について

平成28年9月時点の「のれん」に与える影響額総額441百万円は、ゴンゾの将来キャッシュ・フロー（将来の企業価値）には影響を及ぼさないことから、これに関する「のれん」の減損損失の計上等を行う予定はなく、また、当社業績への影響は軽微でございます。

5. 関係者の処遇を含む具体的な再発防止策について

関係者の処遇を含む具体的な再発防止策については、現時点で、当社およびゴンゾにおいて決定した事実はありません。当社は、当社およびゴンゾにおいて開示すべき事実を決定した場合には、決定次第速やかにお知らせいたします。

以 上